

申告期間 **2月8日(木)** **3月15日(木)**

平成19年度分

市民税
県民税

平成19年度分の市民税・県民税の申告を、2月8日(木)から3月15日(木)まで、各地区の会場(10・11ページ参照)で受け付けます。

1月31日(水)に「平成19年度分市民税・県民税申告書」をお送りしています。同封している「申告の手引き」をよく読み、正しく記入して申告してください。

申告が必要なかた(下記参照)で、申告書が届かないかたは、お手数でも市民税課が河辺・雄和市民センター税務班までご連絡ください。

市民税課個人市民税担当tel(866)2055
河辺市民センター税務班tel(882)5171
雄和市民センター税務班tel(886)5540



申告が始まります

申告が必要なかた

平成19年1月1日現在、秋田市に住んでいて、次のいずれかにあてはまるかた

- ・平成18年中に次の所得があったかた：
自営業や農業などの事業による所得、
地代や家賃などの不動産による所得、
非上場株式の配当所得、生命・損害保険の満期・解約による一時所得、個人年金・原稿料・講演料などの雑所得、
土地・建物などの譲渡所得など
- ・公的年金を受給しているかたで、所得控除を受けようとするかた
- ・公的年金から所得税が天引き(源泉徴収)されている場合は、税務署で確定申告が必要となります
- ・サラリーマン(パート・アルバイトを含む)で、次のいずれかにあてはまるかた
・平成18年中に退職し、その後再就職していないかた
- ・年末調整に間に合わなかったり、付け忘れた所得控除を受けようとするかた
- ・平成18年中に所得はないが、税に関する証明書や申告書の写しが必要なかた

申告が不要なかた

税務署に所得税の確定申告をするかた…確定申告が必要なかたは、広報あきた1月16日号9ページをご覧ください

申告に必要なもの

にチェックしよう！



- 印鑑と申告書：申告書は会場にも用意してあります
- 給与・公的年金などの所得があったかたは、平成18年分の源泉徴収票
- 事業や不動産による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など…收支内訳書で、事前に計算してください
- 農業による所得があったかたは、農協などからの平成18年産米穀売渡証明書と各種証明書(拠出金、補償金など記載のもの)
- 平成18年中に支払った国民健康保険料(料)・国民年金保険料・介護保険料の領収書、医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額のわかるもの、生命保険・損害保険などの控除証明書
- 障害者控除を受けられるかたは障害者手帳(写しでも可)
- 配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類

申告会場と日程は10ページから

「農業の所得を申告されるかたへ」
「農業所得簡易計算」が
来年から廃止されます

平成19年度分までは、2ヶ月前の水稲作付農家のうち、收支計算が困難な場合には、「農業所得簡易計算」を用いて計算することができ、平成20年度分(平成20年2月3月申告分)からは、すべての農家のかたが「收支計算」で計算することになります。

收支計算には、平成19年1月1日以降の収入金額や必要経費のわかる出荷伝票、請求書などの書類の保存と日々の取り引きの記録(帳簿)が必要です。こまめに書類整理と記帳を行い、スムーズに收支計算できるよう心がけましょう。

申告は**郵送**が便利

申告会場が混み合っている場合、時間をお待たせする場合があります。申告の相談が必要ないかたは、申告書に必要な事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、3月15日(木)まで、同封の返信用封筒で郵送してください。

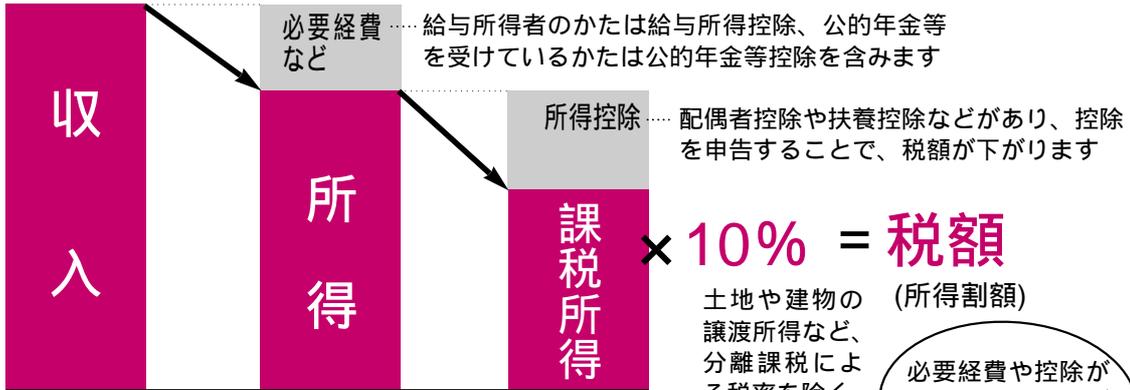
「郵送申告」は、申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できるので便利です。



知っておきたい 得する！ 市・県民税のしくみ

市民税・県民税の所得割は、所得から所得控除を引いた「課税所得」に税率をかけて出すんだ。だから、同じ収入がある人でも税金の額が違うことがあるんだよ。

配偶者にパート収入がある場合、その金額が96万5千円以下であれば、配偶者自身に市民税・県民税はかかりません



必要経費や控除があるから、申告が大事なんだ！



所得控除で かしくやりくり

所得控除は、税金を計算するときにも個人の事情を考慮して、それぞれに公平な負担になるよう調整する制度なんだ。いろいろある所得控除の要件に当てはまると、所得金額からその所得控除を差し引くことができるよ。



医療費控除

・前年中に病院や薬局などに支払った医療費が一定の金額を超えると、超えた分だけ控除される

税源移譲により市・県民 税の税率が変わります

国の所得税から地方の住民税へ税源が移譲されるため、市・県民税(住民税)の税率が変わります。これまでの3段階から一律10%になりました。

これにより、ほとんどのかたの市・県民税は増額になりますが、所得税の最低税率の引き下げなどにより、所得税が減額になるため、税源移譲による税負担(市・県民税+所得税)は変わりません。ただし、定率減税の廃止の分、税負担が増えることとなります。詳しくは、広報あきた12月16日号をご覧ください。

除されます。

・通院のために使った電車やバスの料金も含まれるので、日時・経路・運賃をメモしておきましょう。

健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」は領収書の代わりになりません。また、健康診断や人間ドック、予防接種、入院時の差額ベッド代は原則、医療費控除の対象外です。

社会保険料控除

・社会保険料控除には、健康保険税(料)、公的年金の保険料、介護保険料などがあります。

・前年中に支払った金額全部が対象になるので、領収書などを用意してください。年金から天引きされている介護保険料は、本人以外は申告できません。

雑損控除

・雪害などにより住宅や家財などに被害を受けたかたや、やむを得ない支出をしたかたで、次のいずれかにあてはまると、「雑損控除」が適用になります。両方にあてはまるかたは、いずれが多い金額が対象になります。

「住宅・家財の損壊などによる損失額」+ 「災害に関連した支出」の金額が、被害を受けた年の所得金額の10分の1を超える場合、その超えた分の金額

「災害に関連した支出」の金額が5万円を超える場合、その超えた分の金額